

# ふじた みつぐ報告/市民の挑戦

## 住民監査請求特集

12号/2008.10.05



<http://m-fujita.cocolog-nifty.com/> ご意見をお寄せください [fujit3tsugu@nifty.com](mailto:fujit3tsugu@nifty.com)

## お金を返せば良いのか？ 監査請求後に修正者多数!!

住民監査請求後の公費負担の返還状況等一覧

氏名 (市議会議員)	党派	当初請求した 選挙カーのガソリン代	監査請求までに 修正した請求額	監査請求後に 修正した請求額
谷川 恵子	民主	38,419円 (単価139円/276.4L)	修正なし	19,405円 (単価139円/139.63L)
光田 直之	民主	50,435円 (単価131円/385L)	修正なし	16,950円 (単価131円/129.4L)
石橋 俊伸	公明	33,514円 (単価130円/257.8L)	修正なし	全額返還
最上 則彦	無所属	50,400円 (単価120円/420L)	37,800円 (単価120円/315L)	修正なし
立石 泰広	自民	50,400円 (単価120円/420L)	18,555円 (単価126円/140.28L)	16,833円 (単価120円/140.28L)
岩澤 勝徳	自民	50,400円 (単価120円/420L)	17,980円 (単価124円/145L)	17,400円 (単価120円/145L)
吉田 英司	自民	50,400円 (単価120円/420L)	23,085円 (単価135円/171L)	20,520円 (単価120円/171L)
高橋 英明	自民	50,400円 (単価120円/420L)	17,435円 (単価123円/141.76L)	17,011円 (単価120円/141.76L)
山崎 豊	無所属	50,400円 (単価120円/420L)	21,189円 (単価120円/176.58L)	修正なし
松本 英彦	自民	47,775円 (単価136.5円/350L)	24,541円 (単価136.5円/179.81L)	修正なし

選挙カー(ガソリン代)への公費負担の上限金額は、50,470円になっています。

### 監査結果の報告

当紙面09号(今年6月1日発行)の続報をお伝えします。市民団体(川口市民オンブズマン)と連名で提出しました住民監査請求の監査結果が、6月26日に通知されました(住民監査請求に関する詳細は裏面を参照ください)。

昨年4月の市議選の選挙カー(ガソリン代)の公費負担に関して違法・不当な支出があると指摘しましたが、既に公費補助に関する返還等がされたために問題ないと判断され、監査棄却となりました。

### 住民監査請求とは

川口市のHPによると、『住民監査請求は、市民が、市の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為や怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正等の必要な措置を請求できる制度です。監査委員は、監査の結果を公表し、請求に理由があると認めるときは、市の執行機関又は職員に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。住民監査請求ができるのは、個人、法人を問わず、市内に住所があるかたです。(一人でも請求することができます。』となっています。

### 再度、現職市議7名も修正(4名は2度修正)

住民監査請求の対象となった現職の市議10名(民主2名・公明1名・無所属2名・自民5名)のうち、住民監査請求

後に全額返還を含め7名もの修正がありました。これは問題となることを避けるために、急いで修正し、川口市へ公費補助金を返したと見られても仕方ありません。

### 今後の取り組み

住民監査請求の対象である現職の市議10名の責任を問うことはできませんでしたが、選挙管理委員会が監査結果の意見を受け、来年5月の市長選挙に向けてどのように取組むのか確認していきたいと思います。

### 編集後記

当紙面の関連資料は、市民団体(川口市民オンブズマン)のHP、または以下のブログ(2008年10月4日付)で公開しております(『ふじたみつぐ』で検索)。

<http://m-fujita.cocolog-nifty.com/>

本人とボランティアによる手配りでお届けしています。

### ふじた みつぐ 経歴等

昭和45年6月生まれ・38歳/川口市川口在住時、飯仲小学校/西中学校/県立蕨高校/埼玉大学教育学部を卒業。事務機器メーカー元社員。川口市の政務調査費に関する問題等への取り組みを通じて急遽、平成19年4月の川口市議会選挙へ立候補。政党・各種団体からの支援を受けず、候補者名を連呼しない選挙カーを自ら運転。選挙活動期間の1週間のみで715票を獲得。残念ながら落選。その後選挙の公費負担の問題に取組む。

発行・連絡先

フルマークス/〒332-0023 川口市飯塚1-4-32-A202  
電話(ファクス共用) 048-437-0924

裏面は連名で住民監査請求を実施しました市民団体(川口市民オンブズマン)の関連発行物を転載させていただきました。

# 川口市民オンブズマン・ニュース

01号/2008年10月5日発行/発行：川口市民オンブズマン(代表 村松)  
問合せ先：〒333-0821 川口市東内野5-6-33 電話&Fax：048-295-0580  
<http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp/> kawaguchi.citizen.ombudsman@mbe.nifty.com

## 選挙カーのガソリン代・政務調査費(お菓子代)の監査請求実施!!

### 住民監査請求(選挙公営・選挙カーのガソリン代)の概要

監査請求の対象	平成19年度川口市議会選挙時の選挙運動用自動車の燃料代
ガソリン代が他の候補者と比較して高額	谷川恵子(民主クラブ)・光田直之(民主クラブ)・榊原秀忠(自民)・最上則彦(無所属)・石橋俊伸(公明) 榊原秀忠氏以外は現川口市議
請求単価が契約単価より高額	立石泰広(自民)・岩澤勝徳(自民)・吉田英司(自民)・高橋英明(自民) いずれも現川口市議
走行距離から判断	山崎豊(無所属・現川口市議)
一般小売単価より明らかに高額	谷川恵子(民主クラブ)・松本英彦(自民)・吉田英司(自民) いずれも現川口市議

### 住民監査の実施

川口市民オンブズマンは、2008年5月8日に以下の2件の住民監査請求書を提出しました。

- ・平成19年度川口市議会議員一般選挙における選挙公営の燃料代に関する支出(選挙カーのガソリン代)
- ・川口市議会政務調査費(平成16年度・市民クラブ)に関する支出(広聴費のおかし代、食事代他)

読売・埼玉新聞(今年5月9日朝刊)に報道されましたとおり、選挙公営に関する住民監査請求は、市議選の選挙カー(昨年4月・ガソリン代)への公費補助に関して、違法・不当な支出を指摘したものです。

### 市民感覚がない監査結果

川口市監査委員から住民監査請求の結果が、以下のとおり通知されました(埼玉新聞・今年6月28日朝刊)。

住民監査請求内容	平成19年度川口市議会議員一般選挙における選挙公営の燃料代に関する支出
監査結果等	監査棄却
判断	許容範囲内、訂正されている、事務手続きに違法がない、などの理由による。
監査委員による意見	川口市選挙管理委員会においては多くの事後訂正が行われた事実から、事務処理手順等について抜本的に見直すとともにその周知に努め、公金の支出に対する市民への説明責任及び用途の透明性の観点から、厳格な管理・監督を行うよう強く望むものである。

当会は上記の監査結果の意見を評価し、住民訴訟は提起しないことにしました。

住民監査請求内容	川口市議会政務調査費(平成16年度・市民クラブ)に関する支出
監査結果等	監査却下
判断	請求期間を経過

上記は政務調査費の支出科目(広聴費・40,049円、おかし代、食事代他)を違法な支出として、監査請求書を

提出しましたが、監査請求を提出できる期限を過ぎているとされ、違法行為の判断以前に却下されました。

当会としては、法の解釈に異論はあるものの本件が今後の牽制力となると判断し、住民訴訟は提起しないことにしました。

### 当会としての今後の対応

#### 選挙公営(選挙カーのガソリン代)

監査請求の対象となった現職市議会議員10名に対して、監査結果に関する公開質問状を送付しましたが、1名(山崎市議)のみの回答となりました。当監査請求後に不可解な燃料代の修正・返金などを行っている議員(谷川・光田・石橋・立石・岩沢・吉田・高橋市議)も多数あります。これは市議会議員としての資質・姿勢を問われるものであり、次回選挙の支出の監視と議員評価を始めとする議会監視も継続していきたいと考えています。

#### 政務調査費

今年度から川口市議会でも政務調査費の支出に関して領収書の添付が必要になったことから、今後は支出内容に関して一層、詳細な監視活動をしていきたいと考えています。

#### 編集後記

当ニュースに関する詳細は、当会HPを参照ください。ボランティア見本市(2008年10月19日(日)10:00~15:30・川口駅西口リリアパーク)に出展することになっています。ぜひご来場をお待ちしています!!

### 【会員募集中】

川口市民オンブズマンでは、一緒に活動する会員を募集しています。市民の立場から行政を動かしたいと考えている方、そして行政の不正は許さないという方は、ぜひ川口市民オンブズマンにご参加ください。まずは月例会(毎月第3土曜日)にオブザーバー参加してみませんか。